

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A008946
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人いばらき文化 振興財団

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人いばらき文化振興財団		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	各種の文化振興事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって国際性豊かな文化の県づくりに寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	茨城県	水戸市千波町東久保697番地	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数(公益社団法人のみ)		人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	2,229,248,657 円		1,824,609,028 円
収入>費用の場合の対応	公益目的事業1の文化振興事業においては、将来の公演事業のため、特定費用準備資金を設定し、資金を積み立てる計画である。また、公益目的事業2の水族館事業においては、今後のリニューアルや大規模修繕等に係る費用をまかなうため、特定費用準備資金を令和5年度中に設定して、計画的に収支相償を確保する。		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		68.2 %
①	公益実施費用額	1,811,575,014 円
②	収益等実施費用額	831,423,612 円
③	管理運営費用額	14,605,048 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	2,548,647 円
-------------	-------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	3,102,022,089 円	負債額	877,947,243 円
		正味財産額	2,224,074,846 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	1,811,575,014 円
遊休財産額	1,313,170,138 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		1,115,182,071 円
①	公益目的増減差額	522,260,032 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	592,922,039 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	13,317,087 円
(うち、退職手当の額)	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。